

温泉動力装置許可申請のしおり

温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合は、知事に申請してその許可を受けなければなりません。(温泉法第11条)

申請書の様式、申請に必要な添付書類は以下のとおりです。

※公的証明書については、原則発行後3ヶ月以内の原本をご持参ください。

1 申請書

動力装置許可申請書(規則第2号様式)

2 添付書類

(1) 動力装置理由書

動力装置の必要性や利用目的等を記載したもの(申請者の記名)

(2) 動力装置詳細図

動力装置の型式及び出力、エアホースの口径、深度及び種類、源泉の水位、タンクまでの揚程距離等が記載されたもの

(3) 付近見取り図

地図に動力装置設置場所を明確に表示し、付近200メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を記入したもの

(4) 利用計画図

源泉の位置、動力装置設置場所から利用する施設(浴槽等)までの配管等を記載したもの

(5) 誓約書

申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(6) 申請者の住所氏名等を確認できるもの

①申請者が個人の場合・・・住民票の写し(3ヶ月以内、原本)

②申請者が法人の場合・・・法人登記簿現在事項全部証明書(3ヶ月以内、原本)

(7) その他

印鑑証明書、土地使用承諾書等の本人確認や権利者の意思確認のための書類は、3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

また、泉源と違う地番に動力装置を設置する場合、もしくは掘削後一定期間が経過している場合は、土地登記全部事項証明書（3ヶ月以内、原本）が必要となります。

3 動力装置申請手数料 115,000円

4 申請書提出先・問い合わせ先

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
自然保護推進室	温泉・地域資源活用班	097-506-3025	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。